

## 市庁舎敷地内の営業行為における注意事項について(庁舎外用)

市庁舎において営業行為を行う場合は、許可が必要となります。

市役所は多くの来庁者がお越しになりますので、管理上、市が指定した場所において空きがある場合に申請をお受けする運用としています。

ご希望の方は、以下をお読みの上、必要な手続きをお願いします。

### まずは、契約管財課管財係へご連絡を！

- ご希望のある方は、まず市役所へご連絡ください。
- 販売可能場所は下記のとおりです(変更になる場合があります)。
- 内容や空き状況によっては、ご希望に沿えない場合もあります。

### 庁舎使用等許可申請書兼許可書をご提出ください

- 市との相談のあと、申請される場合は庁舎使用等許可申請書兼許可書(様式第1号)をご提出ください。
- 許可期間は、管理の都合上、年度末までとしております。
- 継続して翌年度も使用したい場合は、あらかじめ再度申請をお願いします。
- 申請書の内容を変更したい場合は、事前にご連絡をお願いします。

### 営業を行うにあたっての注意事項

- キッチンカー等の入庫時ぶんぶん広場での車の切り返しはご遠慮ください。
- 入庫時にはポールを抜いて進入し、出庫時は元の状態へお戻しください。
- 営業行為に伴い使用する備品の貸出はございません。
- 施設又は備品を破損した場合は速やかにご連絡をお願いします。
- 発生したゴミについては、ご自身で回収、廃棄をお願いします

### お問合せ先

国分寺市 総務部 契約管財課 管財係 ☎ 042-312-8689 / ✉ [kanzai@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:kanzai@city.kokubunji.tokyo.jp)

